

事務連絡  
令和3年9月2日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進について

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対しては、発生届の提出後、患者への連絡・健康状況等の聴取の上で、地域の医療機関や関係団体・事業者等に委託する場合も含め、保健所等による健康観察や、地域の医療機関による電話・情報通信機器による診療（以下「電話等による診療」という。）が行われているところです。

今般の急速な感染拡大を受け、地域によっては、保健所の業務が逼迫し、発生届の受理から患者に連絡を行うまでに数日間かかるなど時間を要している状況にあります。

本来、自宅療養者等に対する健康観察は保健所等が行うものですが、このような状況の下で、保健所等による健康観察が行われる前から、患者への診断を行った医療機関など地域の医療機関において患者の同意を得た上で電話等による診療を行っていたり、医師会等の関係団体が、地域の医療機関においても健康観察や必要に応じて電話等による診療を積極的に行うよう検討をお願いしている例があります。保健所等による健康観察に加え、地域の医療機関等において、患者の症状の変化を速やかに把握し、又は必要に応じて電話等による診療を行っていただくことは、患者の療養環境を確保する観点から、保健所の業務が逼迫するなかで、非常に意義が大きいと考えられます。

については、各自治体において、地域の実情に応じて、診断を行った医療機関などの地域の医療機関等においても、症状に応じて、例えば1日1回、患者の状態確認を行うことや、患者からの医療的な相談を受けること（症状が悪化するリスクの小さい患者に対しては、都道府県等の医療相談窓口を案内することも考えられる）、必要な患者には同意を得た上で電話等による診療を行うこと等につい

て、地域の医療関係者と連携の上、積極적으로ご検討いただくよう、お願いいたします。

なお、保健所が患者に対して自宅療養の連絡を行う前であっても、診療・検査医療機関が自ら診断した患者の健康状態の確認を行うことは可能です。また、緊急包括支援交付金も活用しつつ、医療機関等に健康観察、電話等による診療及び訪問看護を委託することも可能であり、例えば、これらの委託に当たり、保健所から患者への連絡前であっても事後的に保健所等に報告してもよいこととすることが考えられます。

また、陽性診断を行った各医療機関において、患者の電話番号など発生届に係る情報を HER-SYS に入力していただいた上で、発生届画面の「通知」ボタンを押下することにより、HER-SYS ID が当該患者に送信され、これにより My HER-SYS（患者がスマートフォン等を通じて簡易入力・情報共有）による健康観察を行うことも可能になります。（別紙参照）

現在、医療機関によっては、陽性診断時の HER-SYS 入力とともに、My HER-SYS を活用した健康観察を勧めている事例もありますので、こうした仕組みをあらためて保健所から医療機関等に紹介し、活用を促していただくことも、患者の症状変化の早期把握につながるものですので、併せてご検討いただくよう、お願いいたします。

併せて、各自治体におかれては、これまでも保健所業務に係る全庁的な体制整備や外部委託の活用に取り組んでいただいているところですが、自宅療養者が増加している状況において、必要なときに直ちに連絡が取れる体制を整備するため、一層それらの取組を強化していただくよう、お願いいたします。

以上

**【担当者】**

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

連絡先：東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111(内線 8938、8926)